

特定工場等に係る騒音、振動の規制基準

●騒音規制基準

単位：デシベル

| 区域区分 | 朝 | 昼間 | 夕 | 夜間 |
|---------|-------|--------|---------|--------|
| (対象の時間) | 6時～8時 | 8時～18時 | 18時～21時 | 21時～6時 |
| 第1種区域 | 40 | 50 | 40 | 40 |
| 第2種区域 | 50 | 55 | 50 | 45 |
| (対象の時間) | 6時～8時 | 8時～20時 | 20時～22時 | 22時～6時 |
| 第3種区域 | 60 | 65 | 60 | 50 |
| 第4種区域 | 65 | 70 | 65 | 60 |

- (注) 1 第3種区域及び第4種区域内に所在する学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該数値から5デシベルを減じた値とする。
- 2 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。
- 3 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である。

●振動規制基準

単位：デシベル

| 区域区分 | 昼間 | 夜間 |
|---------|--------|--------|
| (対象の時間) | 8時～19時 | 19時～8時 |
| 第1種区域 | 60 | 55 |
| (対象の時間) | 8時～20時 | 20時～8時 |
| 第2種区域 | 65 | 60 |

- (注) 1 法律では、学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該数値から5デシベルを減じた値とする。
- 2 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。
- 3 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である。

●都市計画法の用途地域と騒音・振動に係る地域区分の関係

| 用途地域 | 騒音 | 振動 |
|--------------|-------|-------|
| 第1種低層住居専用地域 | 第1種区域 | 第1種区域 |
| 第2種中高層住居専用地域 | 第2種区域 | |
| 第1種住居地域 | | |
| 近隣商業地域 | 第3種区域 | 第2種区域 |
| 商業地域 | | |
| 準工業地域 | | |
| 工業地域 | 第4種区域 | |